

公募型プロポーザル実施要領

おしごと体験イベント「ココジョブ」

令和7年3月

西尾市教育委員会事務局生涯学習課

おしごと体験イベント「ココジョブ」を実施するにあたり、事業を効果的かつ効率的に実現するため、公募型プロポーザル方式により提案を募集し、最優秀提案者の選定を行う。

1 募集概要等

1-1 委託業務名

おしごと体験イベント「ココジョブ」運営業務

1-2 目的

変化が激しく先行き不透明な社会状況にある昨今、「人間関係をうまく築けない」「自分で意思決定できない」「自己肯定感をもてない」「やりたいことが見つからない」「将来の夢を持ってない」といった子どもや若者が増えている。そのような状況の中、子どもたちが環境の変化に柔軟に対応しながら主体的に自己の進路を選択・決定し、社会の中でやりたいことを見つけて自分らしい生き方を実現できるようにサポートをしていく必要がある。

本事業では、生涯学習の視点からキャリア教育を推進し、子どもたちが自分の適性を理解しながら「やりたいこと」や「夢」を見つけ、自分の能力を生かしながら将来の進路を切り開く力を育むことを目的とする。

1-3 契約期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

1-4 業務場所

西尾市総合体育館（西尾市小島町大郷1-1）

1-5 イベント開催日

令和7年11月23日(日)

1-6 経費の上限額

1,450千円（消費税及び地方消費税を含む。）

1-7 業務概要

別紙「おしごと体験イベント「ココジョブ」運営業務委託仕様書」のとおり

2 募集要領等

2-1 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- ① 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類「03. 役務の提供等」中分類「03. 映画等製作、広告、催事」小分類「03 催事」細分類「01 イベント企画」に登録されている又は、契約の締結日までに登録を完了すること
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申し立て中又は再生手続中でないこと。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て中又は更生手続中でないこと。
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者。
 - ⑥ 西尾市競争入札参加停止措置要綱に規定する停止措置期間中でないこと。
 - ⑦ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
 - ⑧ 役員等が暴力団員でないこと。
 - ⑨ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ⑩ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - ⑪ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - ⑫ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (2) 審査で決定した最優秀提案者（最優秀提案者との契約が不調の場合は、次点の者とする。以下、「最優秀提案者等」という。）が契約の締結までに上記（1）①～⑫いずれかの要件を満たさなくなったとき、又は次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、市は最優秀提案者等と契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方である受託者が上記（1）①～⑫いずれかの要件を満たさなくなったときは、又は次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、市は契約を解除することができる。なお、市が契約を解除した場合は、受託者に損害賠償義務が生じる。
- ① 本契約にかかる下請契約又は資材、原材料の購入方法等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたり、その相手方の役員等が暴力団員である、暴

力団または暴力団員が経営に実質的に関与している、又は役員等が暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- ② 本契約にかかる下請契約等にあたり、その相手方の役員等が暴力団員である、暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与している、又は役員等が暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ③ 本契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2-2 スケジュール

事由	日時
公募型プロポーザル実施要領の交付	令和7年3月25日（火）
プロポーザル参加申込期限	令和7年4月16日（水）午後5時
質問受付期限	令和7年4月16日（水）午後5時
質問に対する回答	令和7年4月23日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年5月7日（水）午後5時
プレゼンテーション時間通知	令和7年5月12日（月）
プレゼンテーション審査日	令和7年5月15日（木）
審査結果通知日（予定）	令和7年5月下旬
契約内容協議期間（予定）	令和7年6月上旬
契約締結日（予定）	令和7年6月上旬以降

2-3 参加手続き、提出資料等

(1) 公募型プロポーザル参加申込

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次とおり必要書類を提出するものとする。

① 提出書類

ア 参加資格申込書（様式1）1部

イ 事業者概要書（任意様式または会社等概要パンフレット）1部

② 提出期限：令和7年4月16日（水）午後5時まで（必着）

③ 提出場所：「2-7事務局」に同じ

④ 提出方法：持参、郵送、電子メール

- ・持参の場合は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- ・電子メールの場合は、必ず電話で送信した旨を伝えること。

(2) 公募型プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。
なお、実施要領に関する説明会は開催しない。

① 質問受付期間

実施要領交付開始後、令和7年4月16日（水）午後5時まで

② 質問方法

「質問票（様式2）」に記入の上、「2-7事務局」まで持参又は電子メールで提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で送信した旨を伝えること。

③ 回答方法

質問に対する回答は、参加資格申込書（様式1）を提出し、参加申込みをした全事業者宛に令和7年4月23日（水）までに電子メールで回答する。また、回答書に記載した内容は、実施要領の追加又は修正として取扱うこととする。

④ 質問内容

質問内容は、企画提案書に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問並びに再質問は一切受け付けない。

⑤ 回答内容

以下の判断に基づいて質問の回答を行わない場合がある。

ア 本事業に関係がないと判断した質疑

イ 回答することで公平性等が失われると判断した質疑

ウ 他と質疑の趣旨が重複すると判断した質疑

エ その他、回答することが適切でないと判断した質疑

(3) 企画提案書の提出

企画提案を希望する事業者は、次のとおり必要書類を提出するものとする。ただし、公募型プロポーザル参加申込を4月16日（水）までに提出することが前提条件となる。

① 提出書類：アからウを1つに綴じ、8部提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）

実施要領、仕様書に基づき、応募者としての運営方針やアピールポイントを明記の上、作成すること。

※A4版、両面印刷とし表紙を含め10ページ以内（両面5枚以内）

イ 業務実施体制調書（任意様式）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務の分担内容等について記載すること。

ウ 見積書（任意様式）

② 提出期限：令和7年5月7日（水）午後5時まで（必着）

- ③ 提出場所：「2-7事務局」に同じ
- ④ 提出方法：持参、郵送、電子メール
 - ・持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
 - ・電子メールの場合は、必ず電話で送信した旨を伝えること。

(4) 企画提案書（任意様式）の記載内容は、以下のとおりとする。

- ①職業体験の計画についてなるべく具体的に説明すること。
(出店者及び参加者募集方法、参加申込用システム、体験内容、体験数、具体例等)
- ②推進上、必要となる専門性と技術力を説明すること。
- ③期待される効果と、その測定項目並びに測定方法を説明すること。
- ④実施スケジュールを説明すること。
- ⑤過去に同種・類似業務の業務実績があれば記載すること。
- ⑥文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ⑧写真、イラストの使用は任意とし、カラー、白黒を問わない。

2-4 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により市へ報告すること。

2-5 委託契約等

- (1) 市は、審査で決定した最優秀提案者と所定の手続きを経たうえで、委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、契約書を交わすこととする。
- (2) 本市は、審査において最優秀提案者として決定した者を契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点の者を契約候補者とする。
 - ① 契約候補者がプロポーザルの参加資格を満たさないこととなったとき
 - ② 契約交渉が成立しない、又は契約候補者が本契約の締結を辞退したとき
 - ③ 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき
 - ④ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき
- (3) 契約内容については、選定された企画提案書の内容に限定されることなく、交渉相手と協議のうえで変更することができるものとする。
- (4) 契約金額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定するものとする。ただし、この場合、原則として、企画提案書に記載された見積額を超えることは認めないものとする。
- (5) 契約保証金は、西尾市契約規則（昭和39年規則第29号）第31条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (6) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、企画提案書に記載すること。
- (7) その他留意事項
- ① 成果物等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
 - ② 委託者又は受託者いずれか不可抗力（天災地変・戦争等・交通機関の事故等）によりやむを得ず、本契約の全て又は一部の履行が不可能となった場合は、双方ともその相手方に対して賠償の責任を負わないものとする。
 - ③ 前項の場合、受託者は、合理性が認められる範囲で、受託者が準備のため支出した経費を双方協議の上、委託者に請求することができる。
 - ④ 事業実施後、事業実施報告書を提出することが必要となるため、契約に盛り込むことを予め承知すること。

2-6 その他

- (1) 提案に要する経費は、各事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査及び事務処理以外には利用しないものである。
- (3) 企画提案書等の応募書類について、西尾市情報公開条例（平成13年条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (4) 参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (5) 参加申込書、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めないものとする。ただし、市から要請があったものについてはこの限りではない。
- (6) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。
- (7) 提出された企画提案書等は必要な範囲で複製を制作することがある。
- (8) 本プロポーザルにより委託契約を締結した場合であっても、翌年度以降の契約を保証するものではない。なお、翌年度以降に事業実施する場合は、改めて入札等により契約を行い、実施事業者を決定する。

2-7 事務局

住 所：〒445-8501 愛知県西尾市錦城町162番地14
担 当：西尾市教育委員会事務局生涯学習課
電 話：0563-55-3515（ダイヤルイン）
F A X：0563-56-7737
電子メール：syougaiakusyuu@city.nishio.lg.jp

3 審査方法等

3-1 選考方法及び審査基準

審査は西尾市の関係課長等の中から選出した5人程度で行う。

委託先の選定は、提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価・採点し、最も得点が高いものを委託先候補とする。

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式。

応募者数が3社を超えた場合は、書類審査を実施し、企画提案書の内容を書類審査し、上位3社を選考する。なお、応募者が3社以下の場合でも、提出書類に不備等があった場合には失格とする。

(2) プレゼンテーション日時及び実施場所

日時 令和7年5月15日(木)午後

※時間は5月12日(月)までに電子メールにて通知。

場所 西尾市中央ふれあいセンター南棟2階第2研修室

(3) 実施時間

1提案者20分とし、説明15分以内、質疑応答5分程度とする。

(4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づき説明をすること。スクリーン、プロジェクターは生涯学習課で用意し、その他機器の持ち込みも認める。機器の設定は説明時間の5分前からとする。

(5) 説明者

原則として、提案書の推進体制に記載されている主たる担当者が行うこと。また、会場への入室は3名以内とする。

(6) 審査基準

評価基準に基づき、審査を行う。

(7) 審査結果

電子メールで通知及び市ホームページにて公表。なお、審査経過については公表しない。また、審査結果について異議申し立ては受け付けないこととする。

3-2 審査結果

企画提案書を提出した全事業者宛に令和7年5月下旬を目処に書面により通知するものとする。なお、選定委員及び審査結果に関して、理由や点数等の照会、問い合わせには、一切応じないこととする。

3-3 評価基準

評価者	評価項目	評価内容		配点	
	実施体制	提案内容を期限内に実現可能な体制は整っているか		5	
	出店者関係	積極的な出店を促すような工夫がされているか		10	
		話題性のある出店内容になっているか		10	
		おしごとの体験内容は創意工夫が見られ、効果が見られる内容になっているか		15	
	参加者関係	集客方法は具体的かつ効果的か		5	
		参加者のニーズを把握し、事業へ反映可能か		10	
		参加者の申込みは適切かつ効率的なシステムの運用が可能か		10	
	事業効果	単なるイベントの実施にとどまらず、事業の目的に結びつく提案内容になっているか		20	
	事務局の採点項目	市内企業	市内に本社がある	5	5
			市内に支店・営業所	2	
上記以外			0		
業務実績		同種・同様の業務実績を有しているか	実績が2事業以上ある	5	5
			実績が1事業ある	2	
			ない	0	
価格	(提案価格のうち最低価格/貴社の提案価格) × 配点		5		
合計				100	

評価基準

評価	優れている	やや優れている	標準	やや劣っている	劣っている
配点	5	4	3	2	1

※上記、審査表の配点が10点の項目は配点を2倍し、15点の項目は配点を3倍する